

米子市 空き家相談会 & 相続登記セミナー

参加費無料



令和5年9月21日（木）

場所：米子市立図書館2階多目的研修室
（米子市中町8番地）

相続登記セミナー（14:00～15:00）

講師：鹿島 康裕司法書士

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます（相続されてから3年以内に相続登記をすることが義務になります）。相続登記はなぜ必要なのか、どのような準備が必要なのかなどについて、鹿島司法書士より事例などを踏まえお話しいたします。（先着40人）

相続登記をしていない土地・建物をお持ちの方や、将来、相続登記を行う可能性がある方など、ご関心のある方は是非ご参加ください！

空き家相談会（15:00～17:00）

米子市内に所有されている空き家について、「空き家を売却したい」「空き家の管理について悩んでいる」「相続について分からないことがある」「耐震化について相談したい」などの悩みごとを、不動産や相続の専門家に直接相談できる個別相談会を開催します。（先着16組）

将来空き家を所有する可能性がある方もご相談いただけます。空き家に関してお悩みがある方はご参加ください！

※本相談会は**事前予約制**です。

- ・**裏面の申込書**の内容をご確認いただき**電話**でお申込みください。
または、申込書をご記入の上、**FAX**等でご提出ください

【お申込み・お問い合わせ先】

米子市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策担当 電話：0859-23-5288
FAX：0859-23-5396 Eメール：jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp

共催：（公社）鳥取県宅地建物取引業協会西部支部、（公社）全日本不動産協会鳥取県本部、
鳥取県司法書士会

相談を円滑に行うために

- ①相談の時間が限られているため、**相談内容を整理したメモ等**の準備をおすすめします。
- ②**固定資産税課税明細書**や**登記簿謄本**をご持参いただくと、建物等の情報がわかり相談が円滑に進みます。
- ③相続に関する相談では、**相続関係図**や**戸籍等**の写しをご用意いただくとスムーズにご相談いただけます。

空き家相談会 & 相続登記セミナー 申込書

※下記の項目をご記入ください。

代表者氏名		電 話	
参加人数	1人 ・ 2人	メール	
住 所			

※該当する項目と、相談会の希望する時間帯に○を記入してください。

	相続登記セミナー 参加 ・ 不参加		個別相談会 参加 ・ 不参加	
相談内容	空き家の 管理 ・ 売却 ・ 相続 ・ その他 ()			
内容詳細	※可能であれば具体的な相談内容を簡潔にご記入ください。			
希望時間	15:00 ~15:30	15:30 ~16:00	16:00 ~16:30	16:30 ~17:00
第1希望				
第2希望				
第3希望				

※申込状況によって、相談会は第1希望の時間にはならない場合があります。
第2希望以降の時間でご案内させていただく場合がありますのでご了承ください。

【申込先】

〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地
米子市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策担当
電話：0859-23-5288 FAX：0859-23-5396
Eメール：jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp

